

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会

# 第6次地域福祉活動計画

[2026(令和8)年度～2029(令和11)年度]

(素案)

※令和8年2月12日時点

令和8年 月

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会



# 目 次

第1章 計画策定にあたって	2 ページ
1. 地域福祉とは	
2. 地域福祉活動計画とは	
3. 社会福祉協議会とは	3 ページ
4. 策定の趣旨について	
5. 地域福祉活動を推進していくための基盤強化	
6. 郡山市を取り巻く状況	4 ページ
7. 新型コロナウイルス感染症の与えた影響	8 ページ
8. 第5次地域福祉活動計画の総括	
9. 「第6次地域福祉活動計画に係るアンケート」 の実施について	10 ページ
10. 見えてきた課題とこれからの地域福祉 のあり方について	11 ページ
第2章 計画の概要と推進	12 ページ
1. 計画策定に係る視点	
2. 計画の基本理念・基本目標・基本施策	14 ページ
3. 計画の期間	15 ページ
4. 計画の進行管理	
5. 計画の推進体制	
第3章 計画の体系と活動方針	16 ページ
資料編	28 ページ
1 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会の組織図	
2 第6次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	
3 第6次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	
4 第6次地域福祉活動計画策定経過	
5 「第6次地域福祉活動計画策定に係るアンケート」結果	
6 用語解説	

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 地域福祉とは

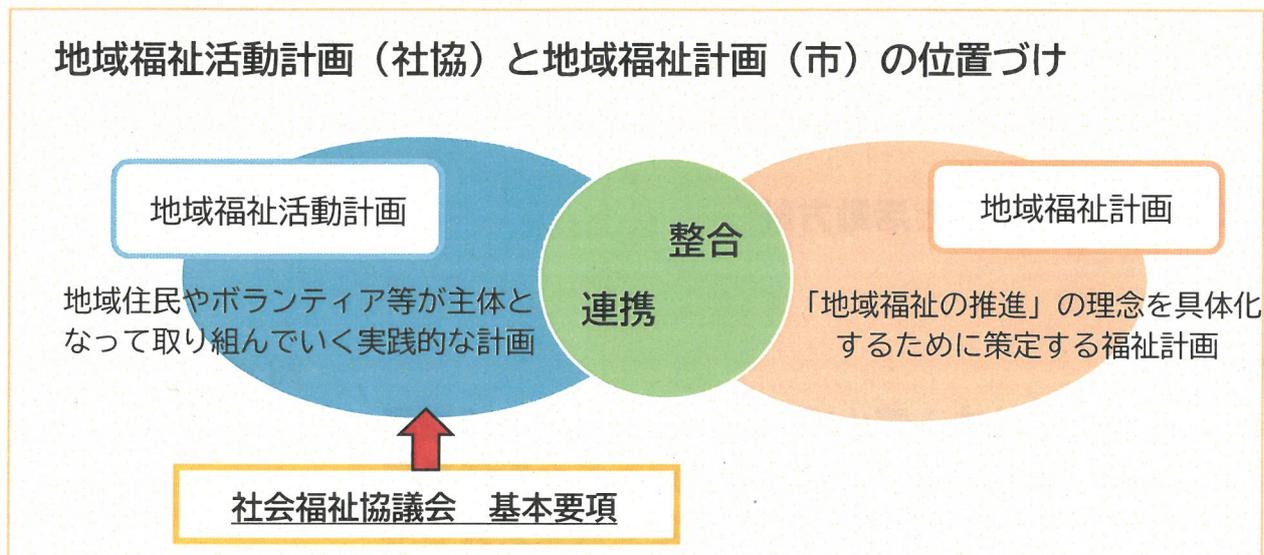
地域福祉とは、住み慣れた地域の中で、障がいの有無などにかかわらず、こどもから高齢者まで、誰もが自分らしく安心して暮らせるよう、住民がそれぞれ役割を持ちながら、支えあい活躍できる地域をつくる活動のことです。

## 2. 地域福祉活動計画とは

『地域福祉活動計画』とは、行政が策定する『地域福祉計画』に呼応した民間の行動計画です。『地域福祉計画』とは、社会福祉法第107条に規定されるもので、「地域福祉の推進」の理念を具体化するものであり、福祉サービスのあり方、市民や地域、事業所、行政などのそれぞれの役割や取り組むべき施策や行動を掲げるものです。

それに対し、『地域福祉活動計画』は、地域住民やボランティア・市民活動団体、NPOなどの民間団体が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の推進などの具体的な内容を定める実践的な計画です。また、この活動計画は市民の意見を反映し策定します。

郡山市と郡山市社会福祉協議会（以下、郡山市社協）においては、令和4年度から令和7年度までを期間とした「第4期地域福祉計画」と「第5次地域福祉活動計画」を作成し、それに基づき地域福祉活動を推進してきました。



### **3. 社会福祉協議会とは**

社会福祉協議会は、地域住民の生活課題の解決に向けて、さまざまな相談に応じるとともに、住民のニーズを捉えた福祉サービスの提供や、ボランティア等の住民参加の促進など多様な地域福祉活動を展開しており、社会福祉法により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられています。(郡山市社協の組織図は 29 ページに掲載)

### **4. 策定の趣旨について**

人口減少・少子高齢化、住民同士のつながりの希薄化、ライフスタイルに関する価値観の多様化や物価高騰など、社会情勢は大きく変化しています。これらの変化を受け、地域の中では孤独・孤立の深刻化、生活困窮や虐待、ひきこもり、8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、個人や世帯が抱える課題は特定の分野に限定されず、複雑化・複合化することで適切な支援に結びつかないケースが増えています。

このような社会背景のもと、複雑化・複合化する課題に対応し、郡山市社協が地域住民や各種団体、行政とともに地域福祉活動をさらに発展・推進するために「第 6 次地域福祉活動計画」を策定します。

本計画を策定することにより、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

### **5. 地域福祉活動を推進していくための基盤強化**

地域福祉活動を推進していくにあたり、事業を実施するための収入の確保も重要になります。その社会福祉協議会の収入の中でも会費収入や共同募金配分金収入は、広く地域福祉の向上に資する事業に充当可能な財源として欠かすことができないものです。本計画は民間の協働計画という性格もあることから、地域の住民や企業・団体に協力していただく一般会員や法人会員の増強や共同募金運動の活性化、ファンドレイジングなどの新たな財源確保の取り組みを併せて行うことで、財源の安定化を図り地域福祉活動を推進していくための基盤強化を同時に図ります。

また、福島県社会福祉協議会や福島県共同募金会との連携も密にし、福島県内全域の福祉の動向を把握しながら、適正な法人運営と事業の実施を行っていきます。

## 6. 郡山市を取り巻く状況

我が国の総人口は、平成20年に約1億2,808万人でピークを迎えた後、平成23年以降13年連続で減少し、令和6年時点では約1億2,380万人となっています。

高齢化率は令和3年に28.9%であり令和6年には29.3%にまで上昇しました。(P5図1)

また、令和6年の出生数は初めて700,000人を割り686,061人となり、過去最低を更新し、合計特殊出生率は1.15人と人口維持に必要とされる約2.1人を大きく下回る水準まで低下しました。(P6図3)

これらは、労働力人口の減少、高齢者の医療・福祉負担の増大、経済活動の停滞に影響を与えるだけではなく、地域社会では町内会・自治会や民生委員・児童委員をはじめとした地域活動の担い手不足が顕著になっており、人口減少に対応した効率的な社会システムの構築が求められています。

そのような中、郡山市の人口は、令和6年時点で315,155人となっており、令和3年時点の321,394人と比べると、3年間で約6,000人の人口が減少しています。この人口の減少は今後も続くものと予測されます。(P5図2)

また、年齢階級別にみると、年少人口と生産年齢人口が年々減少する一方で、老年人口が増加しています。高齢化率は、令和3年の27%から3年間で28.3%の約1.3%増加しています。

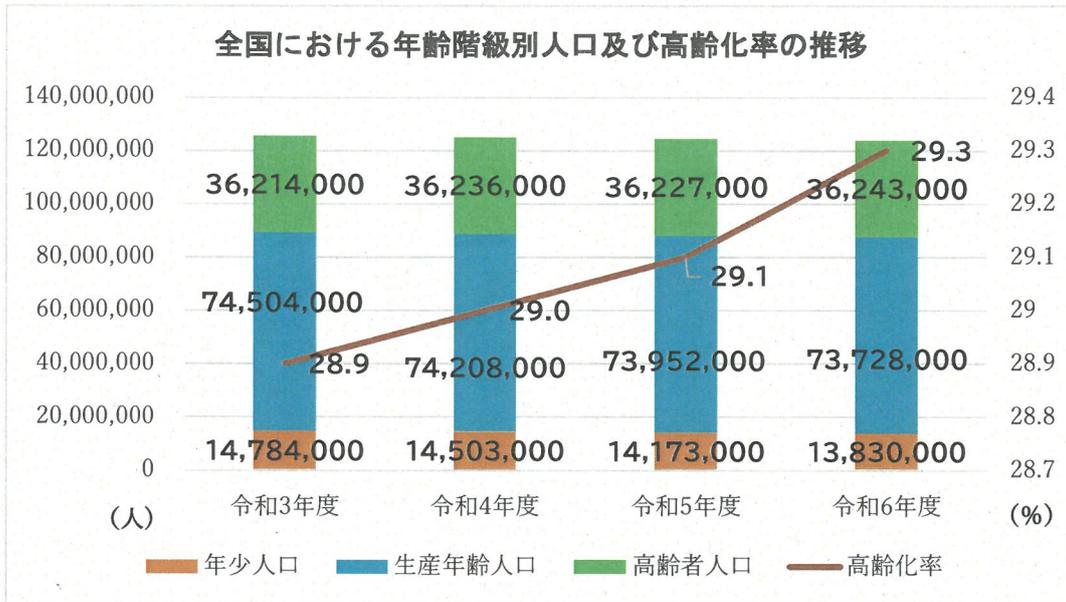
出生数・出生率の推移を見ると減少傾向にあり、令和3年の出生数は2,224人、出生率は1.36人だったものの、翌年の令和4年には出生数が2,000人を下回り、令和6年には出生数が1,697人となりました。(P6図4)

郡山市においても、全国的な統計に表れている少子高齢化の波が押し寄せています。

また、郡山市のひとり親世帯(18歳未満のこどもがいる母子・父子世帯)は減少しており、こどもがいる世帯に占める割合もともに減少しています。(P7図5)

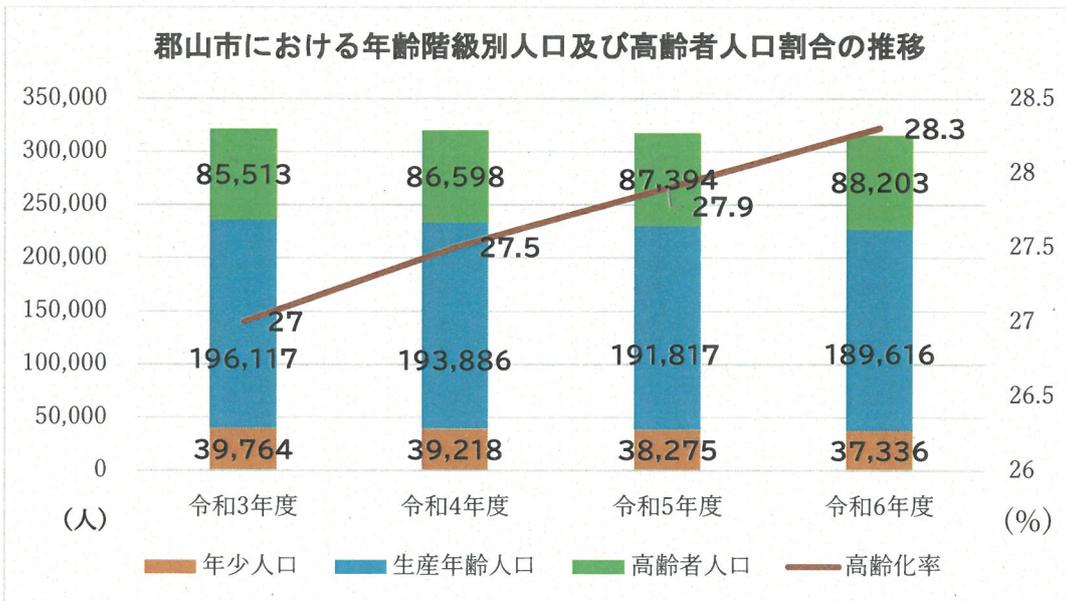
一方で、郡山市の外国人住民の人口は増加しており、今後、外国人住民との共生の在り方も重要になってくるものと考えられます。(P7図6)

図 1



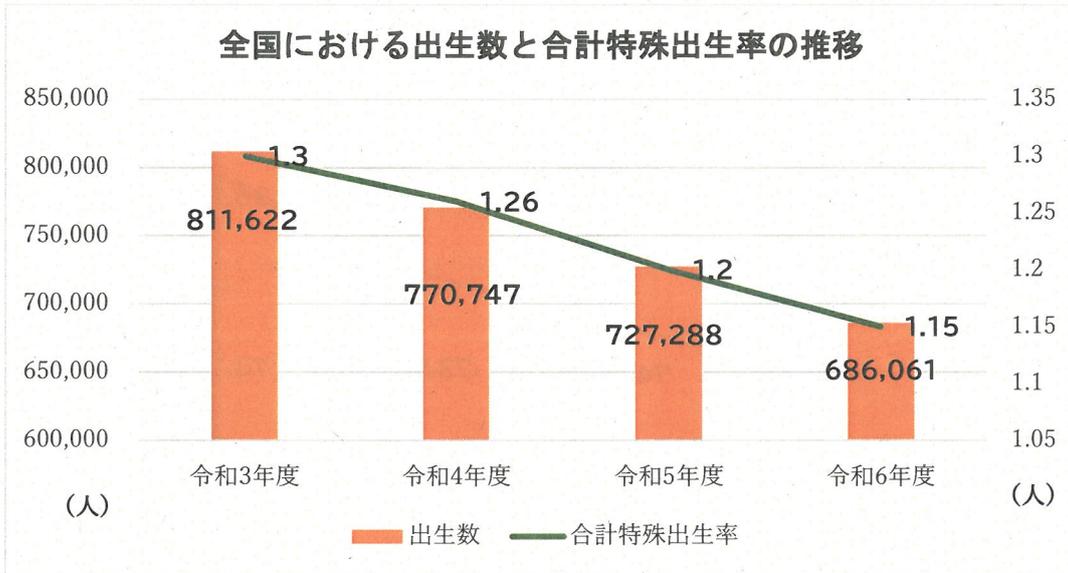
参考：総務省統計局 HP 統計データ・内閣府「高齢社会白書」・国土交通省「国土交通白書」  
 ※グラフは上記参考データにもとづき事務局作成

図 2



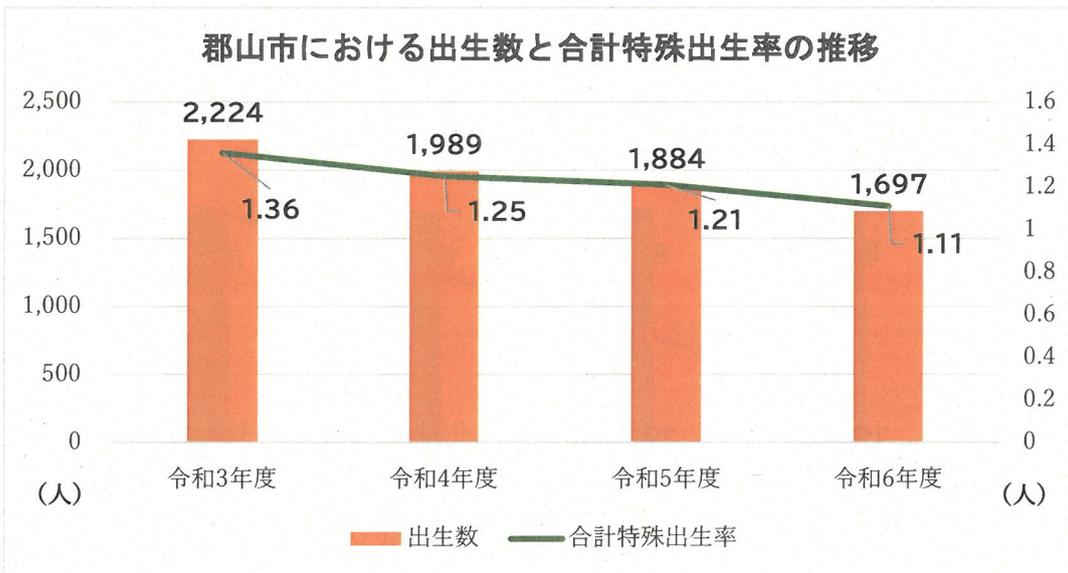
参考：統計こおりやま「高齢者(65歳以上数と高齢化の状況)」  
 統計こおりやま「郡山市の2025(令和7)年 地区別年齢別人口」  
 ※グラフは上記参考データにもとづき事務局作成

図 3



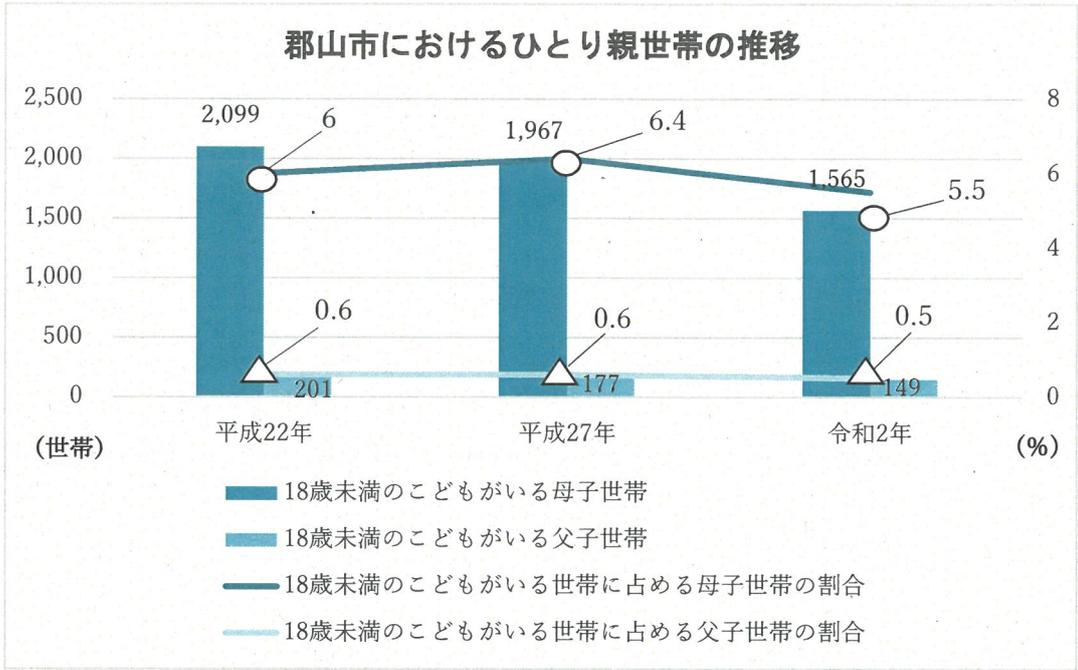
参考：厚生労働省「人口動態統計月報年計(概数)の概況」  
 統計こおりやま「郡山市の出生数と合計特殊出生率」  
 ※グラフは上記参考データにもとづき事務局作成

図 4



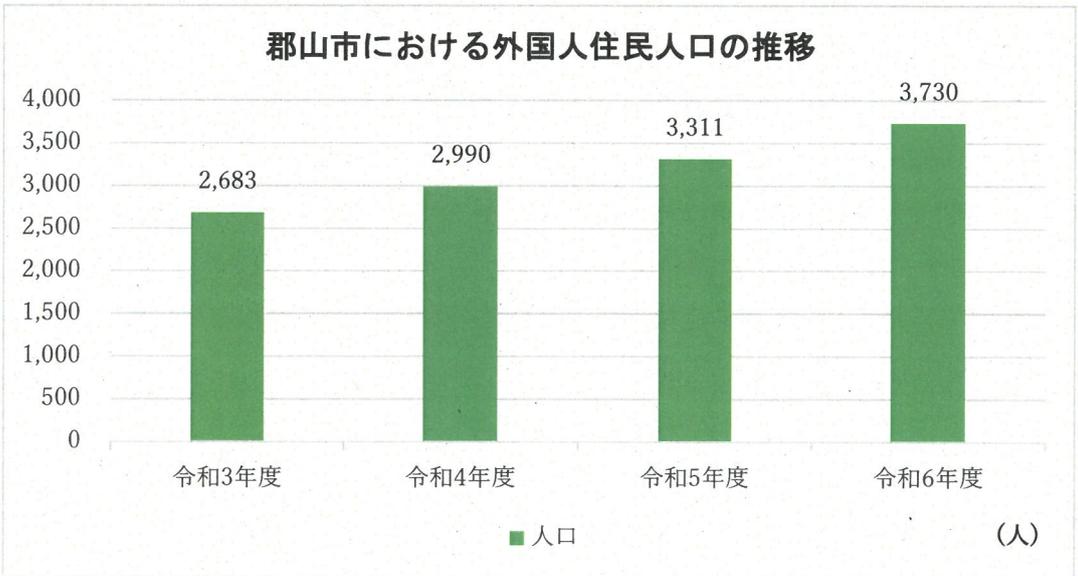
参考：統計こおりやま「郡山市の出生数と合計特殊出生率」  
 ※グラフは上記参考データにもとづき事務局作成

図 5



参考：郡山市「こども・若者計画」(2025→2029)  
 ※グラフは上記参考データにもとづき事務局作成

図 6



参考：統計こおりやま「郡山市の外国人人口」  
 ※グラフは上記参考データにもとづき事務局作成

## 7. 新型コロナウイルス感染症の与えた影響

「第5次地域福祉活動計画」が策定された令和3年度当時は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっていました。

各地区社会福祉協議会及び支部※（以下、地区社協・支部社協）が行うサロン活動や訪問活動といった地域福祉活動や、市民を対象としたボランティア講座の中止、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮された方への個別相談対応など、郡山市社協の多くの活動に大きな影響を与えました。

そのような中で、郡山市社協と地区社協・支部社協では、従来行っていた地域福祉活動が停滞しないように、当時の状況に応じ感染対応を講じながら様々な活動に取り組みました。また、同時に新型コロナウイルス感染症により発生した経済的な課題を解決するため、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例措置である生活福祉資金の貸付をはじめ、経済的事情により生理用品等を購入できない女性に対し生理用品を無償で提供するスマイルサニタリープロジェクトなど、新たな事業に取り組みました。

## 8. 第5次地域福祉活動計画の総括

郡山市社協では、令和4年度から令和7年度までを期間とした「第5次地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉活動に取り組んできました。本計画は、郡山市が作成した「第4期地域福祉計画」に呼応して策定し、「誰一人取り残されない 安全・安心な地域共生のまち 郡山」を基本理念とし、基本目標と重点施策について連携し作成しました。

「第5次地域福祉活動計画」では、「ひとづくり・まちづくり」、「いきがづくり」、「つながりづくり」、「しくみづくり」、「きっかけづくり」の5つの重点施策に則り4年間、各種事業に取り組んできました。令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、いきいきサロンの実施回数が2倍以上になるなど地域福祉活動の活性化が見られたほか、成年後見制度の推進に向けた中核機関となる「郡山市成年後見支援センター」の新たな開設や、インスタグラムによる情報発信の開始など4年の間に新たな事業に取り組みました。

一方で新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例貸付の需要が落ち着いてきたことを要因にホームページの閲覧数の減少や生活困窮者自立支援相談窓口の対応数の減少が見られたことも特徴的です。

「第6次地域福祉活動計画」においては、再開された地域の活動を支援するとともに、社会経済情勢を踏まえ国、県の動向を注視し、郡山市の実情に合致した施策を推進し福祉に関する情報発信力と郡山市社協のPRの強化も図りながら地域共生社会の実現を目指します。

～第5次地域福祉活動計画において実施した重点事業～

ひとづくり・まちづくり

協議体の開催

令和3年度 22回  
↓  
令和6年度 71回

ボランティアセンター  
登録個人・団体数

令和3年度 66人・76団体  
↓  
令和6年度 49人・104団体

出前講座の実施  
(福祉教育)

令和3年度 5回 71人  
↓  
令和6年度 19回 779人

いきがいづくり

いきいきサロンの  
実施回数

令和3年度 685回  
↓  
令和6年度 1,488回

住民参加型在宅福祉  
サービス事業 たすけあい活動

令和3年度 2,996件  
↓  
令和6年度 3,736件

夏・ボランティア  
体験プログラム

令和3年度 中止  
↓  
令和6年度 87人

つながりづくり

配食サービスの  
実施回数

令和3年度 99回  
↓  
令和6年度 157回

こおりやまフードバンク  
事業の提供件数

令和3年度 159件  
↓  
令和6年度 340件

生活困窮者自立支援  
相談窓口の対応

令和3年度 3,572件  
↓  
令和6年度 2,223件

しくみづくり

成年後見制度の  
利用促進 (相談件数)

令和3年度 未実施  
↓  
令和6年度 2,061件

法人後見事業の実施  
(受任件数)

令和3年度 0件  
↓  
令和6年度 7件

あんしんサポートの実施  
(契約件数)

令和3年度 102件  
↓  
令和6年度 94件

きっかけづくり

### HP・SNSの閲覧件数

令和3年度 45,353人  
Instagram 未実施  
↓  
令和6年度 32,000人  
Instagram フォロワー 282人

### こおりやま社協だより 社協ニュースの発行 (配布先)

令和3年度 883件  
↓  
令和6年度 863件

### 地域福祉推進セミナーの 開催

令和3年度 中止  
↓  
令和6年度 60名参加

## 9. 「第6次地域福祉活動計画に係るアンケート」の実施について

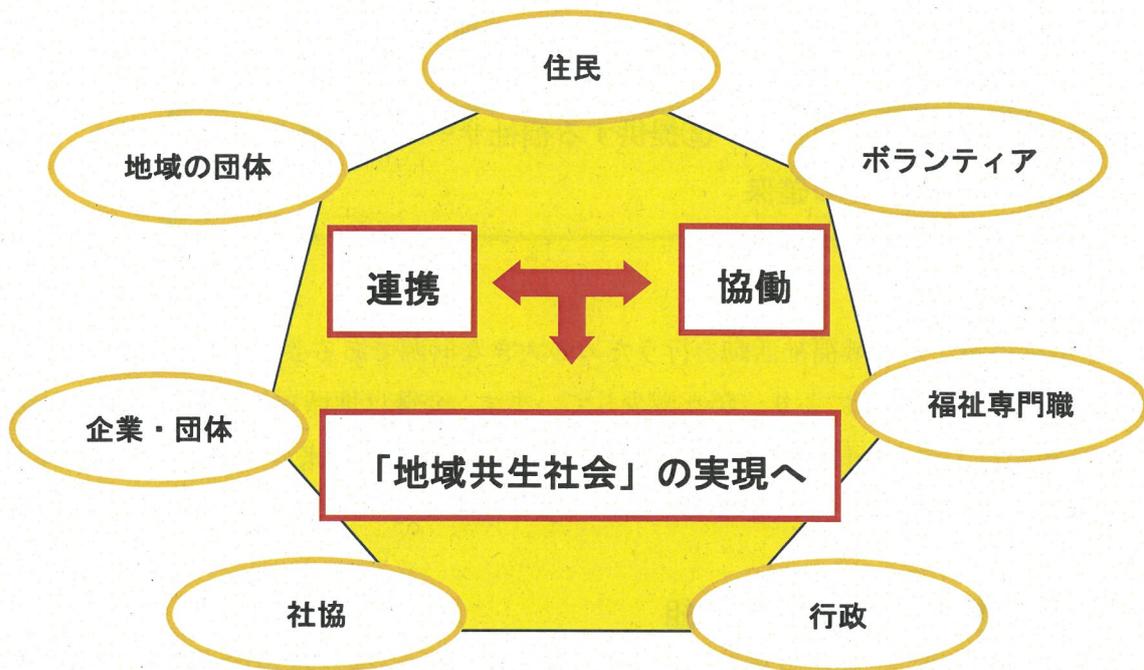
地区社協・支部社協、民生委員・児童委員、ボランティアセンターに登録しているボランティア、住民参加型在宅福祉サービス事業「たすけあい活動」に登録している助っ人会員に対してアンケートを行いました。(アンケートの結果の一部は34ページに掲載)

- ・アンケート実施数/回答数・・・935名/762名（回答率81.4%）
- ・アンケート対象者  
地区社協・支部社協の福祉委員、郡山市内の民生児童委員  
ボランティアセンターの登録ボランティア、たすけあい活動助っ人会員
- ・実施期間・・・（令和7年4月14日～5月30日）
- ・アンケート結果のポイント
  - ①自身が生活の中で手助けが必要となった時、地域の人に望む支援として日常の見守りや災害の時に訪ねてきてほしいという意見が多い。
  - ②「福祉」は、行政と住民が連携しながら協力すべきという意見が多い。
  - ③福祉に関する理解を深めるには、住民同士が気軽に福祉や課題について話し合える場が必要だと感じている。
  - ④地域の福祉課題としては世代間や隣近所との交流が少ないと感じている。
  - ⑤単身高齢者が増加していく中、高齢者が安心して生活するには隣近所による定期的な見守り活動が重要だという意見が多い。
  - ⑥地域における支え合いや助け合いを活発化するには、地域の中での福祉活動の意義や重要性をPRしたり担い手の養成が必要であるという意見が多い。
  - ⑦メールやSNS等を活用していく必要がある。
  - ⑧地域福祉活動以外の側面の周知を強化し、包括的な支援の強化が必要である。

## 10. 見えてきた課題とこれからの地域福祉のあり方について

少子高齢化と人口減少の流れの中、市民一人ひとりが生きがいや役割を持つ包摂的な地域共生社会を実現していくために、地域福祉活動の担い手不足や偏在に対応し、より多様な主体がつながり連携することが重要です。また、困窮や孤独・孤立、ひとり親世帯、ヤングケアラー、外国人住民人口の増加等の社会情勢の変化を踏まえた多様化する地域課題を解決し、「誰一人取り残されない社会」の実現を目指す必要があります。

住民や町内会・自治会や民生委員・児童委員、ボランティアといった地域の活動者だけではなく、福祉専門職や企業・団体などのネットワークを強化することによる一体的な取り組みが求められます。



## 第2章 計画の概要と推進

### 1. 計画策定に係る視点

#### (1) 社会福祉協議会 基本要項2025

令和7年に全国社会福祉協議会が策定した「社会福祉協議会 基本要項2025」の中に明記されている、社会福祉協議会の活動の原則となる下記の6項目は、全ての事業においてベースとなる考え方とします。

- ①住民ニーズの原則
- ②住民活動基盤の原則
- ③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則
- ④民間性の原則
- ⑤連携、協働の原則
- ⑥専門性の原則

#### (2) 社会福祉法人の経営3原則

全ての社会福祉法人の経営における原則である下記の3項目を踏まえ、公共性・公益性を維持した地域福祉の向上を図ります。

- ①自主的な経営基盤の強化
- ②提供する福祉サービスの質の向上
- ③事業経営の透明性の確保

#### (3) 財源の見通し

社会福祉協議会が地域福祉活動を行うための大きな財源である会員会費の実績は、人口減少・少子高齢化の影響により、年々減少しています。今後は地域福祉活動の推進を図るために、一般会員・法人会員数の増強や共同募金運動の促進など従来の財源確保だけでなく、ファンレイジングなどの新たな資金調達に取り組みます。

#### (4) 各分野をまたぐ横断的取組

社会福祉法において、市町村地域福祉計画には地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めることとされており、地域福祉の推進に向けて、下記の項目については横断的な取り組みとして機能するよう各種の地域福祉推進事業を実施いたします。

- ・孤独・孤立対策の推進
- ・権利擁護と虐待防止の推進
- ・セーフコミュニティ活動の推進
- ・非常事態時の支援体制の充実
- ・SDGsの推進
- ・重層的支援体制の充実
- ・DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進
- ・情報発信力の強化によるPRの推進
- ・財務力の強化による経営改革

## (5) 住民主体の取り組みによる地域共生社会の実現

少子高齢化や人口減少、それに伴う孤独・孤立の深刻化、急激な物価高による経済的な困窮など、社会における課題が複雑化していく中、地域でも多様化していく福祉ニーズの解決に向けて、住民一人ひとりが自らの生活の質を維持・向上させるために行う努力や行動である「自助」や、自助ではできないことを住民などが互いに解決しあう支えあいである「互助」といった地域の持っている既存もしくは潜在的なパワーを活かすとともに、「共助」や公的機関が体制整備やサービス提供を通じて支援する「公助」を適切に組み合わせることにより、地域共生社会の実現を目指す必要があります。

本計画においては、地域の福祉力向上のために「自助」と「互助」を強化するための住民や企業・団体との連携や働きかけを重点的に行います。

【自助・互助・共助・公助のイメージ図】



## (6) 国・法制度の動き

国は、地域共生社会の実現のため、「地域課題の解決力の強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」という4つの骨格を示しています。

また、社会情勢の変化に伴い、「ダブルケア」や「8050問題」など単独の支援機関だけでは対応が困難な複雑化・複合化する生活課題を抱える世帯の増加や、地域のつながりの希薄化及び家庭や地域で支えあう機能の低下に伴い、課題を抱えながらも制度の狭間で孤立してしまう社会的孤立の問題を支援するため、令和3(2021)年4月に施行された改正社会福祉法においては、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を推進するための「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本計画においては、これらの国・法制度の動きを踏まえ、郡山市における地域福祉を推進します。

## 2. 計画の基本理念・基本目標・基本施策

社会福祉法の中では、市町村が策定する地域福祉計画は地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として規定しています。今回、「第6次地域福祉活動計画」を策定するにあたり、郡山市の保健福祉分野の最上位計画である「第5期地域福祉計画」とより一体的に推進していくため、郡山市が掲げる基本理念・基本目標・基本施策を同一とし、地域住民や関係団体、行政との協働の取り組みを推進し「地域共生社会」の実現を目指します。

—基本理念—

### 「すべての世代がつながり、支えあい、 誰もが安心して暮らせる地域共生のまち 郡山」

—基本目標—

#### I 誰もが地域の担い手としての役割を持ち、 互いに支えあえるまち

- 1 地域での支えあい、助けあい活動の推進
- 2 地域における見守り支援体制の整備
- 3 地域福祉の担い手の育成

#### II 誰もがいつでも生活課題を相談でき、 安心して暮らせるまち

- 1 分野横断的な相談窓口の充実
- 2 課題解決に向けたネットワークの構築
- 3 必要な情報を届ける情報発信の充実

#### III 誰もが心身ともに健康で、 生きいきと暮らせるまち

- 1 生涯を通じた健康づくりの推進
- 2 こどもと子育て世代に優しい環境整備
- 3 保健・医療・福祉分野の充実と連携強化

### 3. 計画の期間

本計画は第5期郡山市地域福祉計画と同様に4か年計画とします。

#### 地域福祉活動計画（社協）と地域福祉計画（市）の期間

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
社協	第5次地域福祉活動計画				第6次地域福祉活動計画			
市	第4期地域福祉計画				第5期地域福祉計画			

### 4. 計画の進行管理

本計画は、郡山市社協の単年度の事業計画に評価指標や達成目標を定めることで、取り組みについて評価・検証し、PDCAサイクルに基づき進行管理を行います。

また、本計画を実行性のある計画とするため、社会情勢や住民意識等の変化を捉え対応していくことを目的に、重点取組事業と数値目標を設定し、随時、進行状況を確認しながら施策の方向性等について見直しを加えていきます。

なお、本計画の評価については、アンケートの実施による住民ニーズの把握と共に「進行管理委員会」を設置し2年に1回中間評価を行います。



### 5. 計画の推進体制

#### (1) 計画を推進するための事業展開と体制強化

地域福祉活動計画は地域住民や民間団体が主体となって取り組む実践的な計画であることから、本計画においては、地域の福祉力向上のために「自助」と「互助」を強化するための住民や企業・団体への働きかけを重点的に行います。

また、郡山市社協内に設置している「企画委員会」や「組織・財政委員会」といった専門委員会と協議し、業務の効果的な推進と効率化を目的とした組織改革や経営改善などの運営体制の強化による郡山市社協の基盤強化・発展に向けた検討も同時に行います。

## 第3章 計画の体系と活動方針

# 一 計画の体系と活動方針

### 基本理念

すべての世代がつながり、支えあい、誰

### 基本目標

誰もが地域の担い手としての役割を持ち、互いに支えあえるまち

誰もがいつでも生活課題を相談でき、安心して暮らせるまち

誰もが心身ともに健康で、生きいきと暮らせるまち

### 基本施策

1 地域での支えあい、助けあい活動の推進

2 地域における見守り支援体制の整備

3 地域福祉の担い手の育成

1 分野横断的な相談窓口の充実

2 課題解決に向けたネットワークの構築

3 必要な情報を届ける情報発信の充実

1 生涯を通じた健康づくりの推進

2 こどもと子育て世代にやさしい環境整備

3 保健・医療・福祉分野の充実と連携強化



基本理念を実現するため、郡山市社協では10項目の「活動方針」を設定し、地域の住民や企業・団体と連携しながら「自助」と「互助」の推進に努めていきます。

そのため、「地域住民の役割」と「郡山市社協の役割」を示し、実践していきます。

## もが安心して暮らせる地域共生のまち 郡山

### 活動方針

- (1) 誰もが参加しやすい活動の推進
- (2) 災害時にも対応できる人材育成
- (3) 地区社協・支部社協や民生委員・児童委員、多様な活動への支援
- (4) 世代を越えた担い手の育成・社会資源の開拓と活用
- 実 — (5) 相談・連携機能の充実
- (6) 包括的かつ継続的な体制整備
- (7) ICT などによる福祉情報の発信と活用
- (8) 多様な居場所づくりの支援
- し — (9) こどもと子育て活動支援
- (10) 多職種連携における情報共有

## 基本目標Ⅰ

誰もが地域の担い手としての役割を持ち、

互いに支えあえるまち

### 基本施策 1 地域での支えあい、助けあい活動の推進

#### 現状と課題

少子高齢化により、地域の中の住民同士のつながりや住民同士が交流するための機会が減少しています。しかし、地域の中で安心して暮らすためには、日常のつながりが重要になります。今後は、核家族や単身高齢者世帯の増加が見込まれ、世代や障がいの有無、国籍などにとらわれない地域の関係づくりと、地域の自助力・互助力を持続的に高めていくことが求められます。

また、近年は災害が多発しており災害を想定した日頃からの関係づくりを推進し、「災害ボランティアセンター」を効果的・効率的に機能することが求められます。

取り組んでいる郡山市社協の事業 ※太字は重点的な取り組み

- |                         |                |
|-------------------------|----------------|
| ①「たすけあい活動」助っ人会員養成講座の開催  | ④災害ボランティア講座の開催 |
| ②夏・ボランティア体験プログラムの開催     | ⑤郡山市総合防災訓練への参加 |
| ③生活支援コーディネーターの活動(市委託事業) | ⑥災害発生時の協定締結    |

#### 一活動方針

##### (1) 誰もが参加しやすい活動の推進



- ・「活動に参加をしたい」「誰かとつながりたい」という気持ちを持つ人をつないでいくことで、**地域の互助力**を高めます。
- ・地域の担い手にとってのプラットフォームとしての機能を強化することで、**多様な活動の機会**につなぐことを支援します。

➡ **「活動したい」という気持ちを実現できる環境づくりを目指します。**

主な地域住民の役割	主な郡山市社協の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>・自分にできるボランティアや地域の福祉課題について考えます。</li><li>・活動したい時は、郡山市社協に相談します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の中でつながりづくりを推進し、地域の課題解決力を向上します。(新規)</li><li>・市民活動サポートセンター等の機関と連携し人材や情報を活用します。</li><li>・ボランティア団体の立ち上げや活動したい方のサポートを推進します。</li></ul>

#### 重点取組事業

数値目標	現状値 (R6年度)	目標値 (R11年度)
地域と企業・団体をつなぐ事業 (新規)	未実施	実施



## (2) 災害時にも対応できる人材育成

- ・養成講座の開催や防災訓練などへの参加を通して、地域の住民や団体に対して、災害ボランティアと災害ボランティアセンターについて啓発し、**災害時の担い手育成**を図ります。
- ・災害発生時の協定を結んでいる各団体に加え、各種団体、企業との連携を強化し、災害ボランティアセンターの周知と機能の強化を図ります。
- ・令和6年に作成したBCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）をベースとし、災害や感染症の発生時への対策を強化します。

### ➡ 住民や団体・企業が協力して、災害時に対応できる仕組みを整えます。

主な地域住民の役割	主な郡山市社協の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に備え、自助力を高めま</li> <li>す。</li> <li>・災害が起きた際にできる近隣住民への配慮や災害ボランティアに関する知識を高めま</li> <li>す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害や災害ボランティアに関する啓発を行</li> <li>い、住民や各種団体の平時からの意識向上に努めま</li> <li>す。</li> <li>・平時における関係機関や団体との連携強化に向けた定期的な協議の場を構築しま</li> <li>す。</li> </ul>

### 重点取組事業

数値目標	現状値（R6年度）	目標値（R11年度）
災害ボランティア講座の参加者数の増	66人	90人



### 災害ボランティアセンター

大規模災害が発生した際に、市町村と連携し各市町村社協が運営する災害ボランティアセンターが設置されます。

被災された方のニーズを解決するために、市町村内外から来た多くのボランティアや団体の方の協力を得て活動します。

## 基本施策2 地域における見守り支援体制の整備

### 現状と課題

地域のつながりの希薄化が進行するなか、郡山市内にある38の地区社協・支部社協や民生児童委員協議会連合会、町内会・自治会など、それぞれの地域性に根付いて活動している団体があり、独自のネットワークを築いています。

地域課題が多様化するとともに、自然災害の頻発化により、地域での助けあいや見守り体制の重要性が再認識されており、様々な団体の持つ強みを拡充し、現在の地域のニーズに対応することが求められます。

また、レクリエーションボランティアやこども食堂など、ボランティア団体の多様化が進んでおり、こうしたボランティア活動への支援も同時に求められます。

取り組んでいる郡山市社協の事業 ※太字は重点的な取り組み

- ① **地区社協・支部社協における住民主体の支えあい活動の実施**  
(会食会、茶話会、子育てサロン、世代間交流、配食サービス、友愛訪問)
- ② **郡山市民生児童委員協議会連合会への支援**
- ③ **生活支援コーディネーターの活動(市委託事業)** (再掲)



### -活動方針-

#### (3) 地区社協・支部社協や民生委員・児童委員、多様な活動への支援

- ・多様化する地域課題に合わせて、地区社協・支部社協や民生児童委員協議会連合会を対象とした研修会や支援の内容の充実を図ります。
- ・ボランティア団体の立ち上げや助成事業などの支援を図ります。

**→ 従来の取り組みをサポート・強化し、地域の支援内容を推進します。**

主な地域住民の役割	主な郡山市社協の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の中の活動や団体について知り、理解と関心を深めます。</li> <li>・自分の住んでいる地域の地区社協・支部社協や民生委員・児童委員の活動へのサポートを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動している方々が必要としているものを調査し、住民主体の活動を支援します。</li> <li>・企業と連携した見守り体制を強化します。(新規)</li> <li>・福祉委員活動マニュアルのリニューアル</li> </ul>

#### 重点取組事業

数値目標	現状値 (R6年度)	目標値 (R11年度)
いきいきサロンの開催数と参加者数の増	1,488回/22,901人	1,800回/25,000人

## 基本施策3 地域福祉の担い手の育成

### 現状と課題

全国的な人口減少・少子高齢化は地域福祉活動の担い手確保にも大きな影響を与えており、地域の各種団体の高齢化や担い手不足が重大な課題となっています。

地域福祉を推進するうえでは、誰もが地域の中で役割を持ち、担い手となることが自助力・互助力を高めるうえで不可欠です。

また、地域の住民だけではなく、学生や学校、地域の中の企業・団体、活動団体などと連携しながら、担い手の多様化と確保が求められます。

取り組んでいる郡山市社協の事業 ※太字は重点的な取り組み

- ①出前ボランティアスクール（講座）の開催
- ②災害ボランティア講座の開催（再掲）
- ③生活支援コーディネーターの活動（市委託事業）（再掲）
- ④「たすけあい活動」助っ人会員養成講座の開催（再掲）
- ⑤夏・ボランティア体験プログラムの開催（再掲）



### -活動方針-

#### （４）世代を越えた担い手の育成・社会資源の開拓と活用

- ・様々なバックグラウンドを持つ住民にあわせた福祉講座を実施し、世代を越えた福祉の啓発と担い手育成を行います。
- ・企業や団体に対して地域福祉活動への参画を促し、新たな社会資源としての開拓と連携を推進します。

**➡ 「担い手」だけではなく、多様な「理解者」や「協力者」を増やします。**

主な地域住民の役割	主な郡山市社協の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスを受けるだけではなく、自分も担い手として役割を持つことの重要性を認識します。</li> <li>・町内会をはじめとした地域の活動に参加をします。</li> <li>・社協会員に加入し、活動を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座や福祉教育の推進により学生、現役世代にも働きかけ、担い手の発掘と育成を行います。</li> <li>・地域住民、団体、企業、学校とつながり・連携を強化します。</li> <li>・ファンドレイジングなどの新たな資金調達に取り組みます。（拡充）</li> </ul>

### 重点取組事業

数値目標	現状値（R6年度）	目標値（R11年度）
福祉出前講座の開催数と参加者数の増	19回/779人	24回/1,000人
ボランティア人材養成講座の開催（新規）	未実施	実施

## 基本目標Ⅱ

誰もがいつでも生活課題を相談でき、安心して暮らせるまち

### 基本施策4 分野横断的な相談窓口の充実

#### 現状と課題

少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化により、個人または世帯が抱える福祉課題は多様化・複雑化しており、相談をしたい当事者や援助者が、相談先がわからないという現状があります。

そのような課題を解決するにあたっては、様々な相談を地域という生活の場の中で察知することができる地域住民と課題を解決することができる専門職の力を合わせた相談支援体制の整備が必要です。

取り組んでいる郡山市社協の事業

※太字は重点的な取り組み

①自立支援相談窓口(市委託事業)

④指定特定・障害児者相談支援事業所

②福祉まるごと支援事業(市委託事業)

⑤障がい者虐待防止センター(市委託事業)

③障がい者基幹相談支援センター(市委託事業)

⑥多機関協働事業(市委託事業)

#### -活動方針-

#### (5) 相談・連携機能の充実

- ・郡山市社協内の各種相談窓口間の連携を強化し、ワンストップで生活課題を受け止める地域の身近な相談窓口を目指します。
- ・行政や専門職との連携だけではなく、アウトリーチを行い住民との連携も推進することで相談体制を強化します。



➡ **課題を抱えた人にとって、身近な相談窓口を目指します。**

主な地域住民の役割	主な郡山市社協の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>・多様化している課題について認識し、課題を抱えている人がいないかアンテナを高く持ちます。</li><li>・地域の中で課題を抱えている人を見つけたら、相談窓口を紹介します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の中で活動している担い手や団体とのつながりを活かして対象者を把握し対応します。</li><li>・サロンや会議の場に参加して、相談会等のアウトリーチを行います。(新規)</li></ul>

#### 重点取組事業

数値目標	現状値 (R6年度)	目標値 (R11年度)
アウトリーチによる相談対応の拡充	36件	60件

## 基本施策5 課題解決に向けたネットワークの構築

### 現状と課題

単身高齢者の増加をはじめ、困窮やひとり親世帯、外国にルーツを持つなどの理由から社会的孤立になりやすく、自分から必要な支援につながることや、支援につながった後もその支援だけでは足りず地域での生活が困難となるケースがあり、包括的で継続的（伴走的）な仕組みが必要です。

そのためには、行政や福祉サービス事業者の力だけではなく、ボランティアやNPO 団体、民生委員・児童委員などの力を合わせて、互助・共助・公助が効果的に機能する体制づくりが求められます。

取り組んでいる郡山市社協の事業

※太字は重点的な取り組み

- |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| ①自立支援相談窓口(市委託事業) (再掲)   | ⑤就労準備支援事業(市委託事業)        |
| ②郡山市成年後見支援センター事業(市委託事業) | ⑥生活福祉資金貸付事業(県社協委託)      |
| ③法人後見事業                 | ⑦福祉まるごと支援事業(市委託事業) (再掲) |
| ④あんしんサポート(県社協委託)        | ⑧多機関協働事業(市委託事業) (再掲)    |

### -活動方針-

#### (6) 包括的かつ継続的な体制整備



- ・各種専門機関、関係団体だけではなく、民生委員・児童委員やボランティアといった地域の住民との連携力を強化し、**包括的な支援体制を構築**します。
- ・成年後見制度やあんしんサポート（日常生活自立支援事業）の情報発信や講演会等の開催を行い普及・啓発し、利用の促進と地域住民の協力者（市民後見人など）を増やす活動に取り組みます。また、今後増加する単身高齢者等への**死後事務等のサポート体制を構築**し、孤独・孤立対策として包括的な支援体制を目指します。

➡ **住民と専門職の関係性を強化し、一体的な包括的支援を目指します。**

主な地域住民の役割	主な郡山市社協の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の福祉課題を把握し、解決に向けて取り組む団体に協力します。</li> <li>・見守りや情報提供など、日常の中でできる取り組みに協力します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア団体等との交流会を行い、新たなつながりを構築します。</li> <li>・<b>単身高齢者等への支援を強化</b>します。(新規)</li> <li>・地域のニーズ把握を2年に1回行います。(新規)</li> </ul>

#### 重点取組事業

数値目標	現状値 (R6年度)	目標値 (R11年度)
市民後見人の育成	未実施	実施

## 基本施策6 必要な情報を届ける情報発信の充実

### 現状と課題

福祉サービスの対象者へ情報を届けることはもちろんのこと、多様なバックグラウンドを持つ人や福祉とは関わりの少ない人たちへ情報を届けることで、福祉を身近に感じてもらい関心を高め、担い手拡充などの新たな地域資源の発掘が必要です。

また、様々な情報発信の媒体を活用することで、多様な市民に対してわかりやすい情報提供のあり方が求められます。

取り組んでいる郡山市社協の事業 ※太字は重点的な取り組み

- ① **ホームページ・SNSによる情報提供**
- ② **社協だより・社協ニュースの発行**
- ③ 出前ボランティアスクール（講座）の開催（再掲）
- ④ 地域福祉推進セミナーの開催
- ⑤ 夏・ボランティア体験プログラムの開催（再掲）



### -活動方針-

#### (7) ICT（情報通信技術）などによる情報の発信と活用

- ・メールやLINEなどを活用した効果的な情報発信や、アンケートや申し込みなどをオンラインで作成・共有・集計できる無料ツールを活用した情報収集、またICTの活用による業務の効率化を推進します。
- ・郡山市社協のSNSの活用やホームページのリニューアルを行い、楽しんでもらえる情報発信に注力し、若い世代への福祉に関する周知や啓発につなげます。

➡ **ICTの活用による情報発信力の強化と事業の効率化を目指します。**

主な地域住民の役割	主な郡山市社協の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉に関心を持ち、広報紙やインターネット等で積極的に情報収集を行います。</li> <li>・情報が届きにくい、または必要であろう世帯に対して、自分が得た情報を提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HPやSNS、LINEを活用して幅広い世代に時間や場所に関係なく情報発信を行います。</li> <li>・紙媒体の広報も継続して行い、町内会の回覧板や公共施設、店舗などでも情報に触れる機会を増やします。</li> <li>・法人会員や事業者との連携を促進します。</li> </ul>

#### 重点取組事業

数値目標	現状値 (R6年度)	目標値 (R11年度)
Instagramのフォロワー数の増	282人	1,500人
広報紙の設置個所の増	106か所	140か所

## 基本目標

誰もが心身ともに健康で、生きいきと暮らせるまち

## 基本施策7 生涯を通じた健康づくりの推進

### 現状と課題

単身高齢者世帯の増加や新型コロナウイルス感染症の影響による社会活動の低下及び社会的つながりの希薄化により、地域の中では「お茶飲みの場が無い」など、特に高齢の方の外出するためのきっかけが少なくなっているのが現状です。

地域のサロン（通いの場）は、つながりづくりや生きがいづくりだけではなく、健康づくりや介護予防にもつながる重要な機会であり、外出をするきっかけが減少している現在においては、地域のサロン等の多様な居場所づくりの促進が求められます。

取り組んでいる郡山市社協の事業 ※太字は重点的な取り組み

- ①生活支援コーディネーターの活動(市委託事業) (再掲)
- ②地区社協・支部社協における住民主体のいきいきサロンの実施
- ③協議体の開催支援(市委託事業)
- ④高齢者作品展の開催

### -活動方針-

#### (8) 多様な居場所づくりの支援

- ・サロンや活動の立ち上げの支援を行うことで、サロンを開催する担い手の生きがいづくりを支援します。
- ・地区社協・支部社協が行っている地域福祉推進事業のいきいきサロン事業への助成について、社会のニーズなどを踏まえて検討を進めます。



### → 地域の居場所づくりによる「支える人」と「支えられる人」の健康促進

主な地域住民の役割	主な郡山市社協の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>・健康に対して興味・関心を持ち積極的に健康づくりに取り組みます。</li><li>・健康づくりに関する活動を企画したり、自分が持つ健康維持に関する知識を地域で活かします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護予防とともに孤立の予防のために、社会参加のきっかけを創出します。</li><li>・熱中症予防や感染症対策の情報を、地域のサロン等で積極的に提供し、日々の健康についても啓発し、健康増進や予防に関する情報発信を強化します。</li></ul>

### 重点取組事業

数値目標	現状値 (R6年度)	目標値 (R11年度)
サロンや地域福祉活動の活性化	20件	38件

## 基本施策8 こどもと子育て世代にやさしい環境整備

### 現状と課題

郡山市内では、こども食堂の数が毎年増加しており、こどもまたは子育て世代への支援の重要性や関心の高さがうかがえます。その反面、地域の住民からは地域の中にこどもの姿が見えないという声も聞こえています。

地域で交流を持つことで地域全体で子育てや見守りを行い、子育て世帯の孤立予防や課題の早期発見等、安心してこどもを産み育てられる地域づくりが求められます。

取り組んでいる郡山市社協の事業 ※太字は重点的な取り組み

- ① **地区社協・支部社協における子育てサロン・世代間交流の実施**
- ② **地区社協・支部社協に対する研修会の実施**
- ③ 郡山市民生児童委員協議会連合会への支援（再掲）
- ④ こども食堂・ファミリーホームへの支援
- ⑤ こおりやまフードバンク事業
- ⑥ 産前・産後ヘルパー派遣事業(市委託事業)
- ⑦ 赤木保育所・希望ヶ丘保育所の運営



### -活動方針-

#### (9) こどもと子育て活動支援



- ・研修会などを通して、地区社協・支部社協や民生委員・児童委員や主任児童委員へのサポートを推進し、**地域における見守りやつながりの活性化**を行います。
- ・郡山市こども食堂ネットワークをはじめとした、子育て支援団体との連携を深め、子育て支援や運営する保育所に関する**情報収集や情報発信**を行います。

#### ➡ 子育て世帯が対象の活動を支援し、地域の子育て力を強化

主な地域住民の役割	主な郡山市社協の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区社協・支部社協が行っている子育てサロンや世代間交流に担い手として参加します。</li> <li>・ヤングケアラーやこどもの貧困など、こどもを取り巻く課題について関心を持ちます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で活動している団体と児童の福祉窓口をつなぎ、地域の中で住民と専門職のつながりを強化します。</li> <li>・寄付物品を配分し、こども食堂やファミリーホームの活動を支援します。</li> <li>・地区社協・支部社協や民生委員・児童委員に対する研修を継続します。</li> </ul>

#### 重点取組事業

数値目標	現状値 (R6年度)	目標値 (R11年度)
子育てサロンの活性化	92 回開催	114 回開催

## 基本施策 9 保健・医療・福祉分野の充実と連携強化

### 現状と課題

多様化する課題を抱えた人たちに対応するためには、福祉の分野だけではなく、保健・医療などの他分野のサービスに関する知識や連携が重要となります。

包括的な支援を進めていくためには、領域を超えた専門職との連携・協力体制の整備が求められます。

取り組んでいる郡山市社協の事業 ※太字は重点的な取り組み

- ①「生活支援コーディネーター」の活動(市委託事業) (再掲)
- ②多機関協働事業(市委託事業) (再掲)
- ③郡山市成年後見支援センター事業(市委託事業) (再掲)
- ④地域福祉推進セミナーの開催 (再掲)
- ⑤自立支援相談窓口(市委託事業) (再掲)
- ⑥就労準備支援事業(市委託事業) (再掲)
- ⑦福祉まるごと支援事業(市委託事業) (再掲)
- ⑧法人後見事業 (再掲)
- ⑨あんしんサポート(県社協委託) (再掲)
- ⑩社会福祉法人の地域における公益的な取り組み

### -活動方針-

#### (10) 多職種連携における情報共有



- ・平常時における多職種との連携・協力体制を整えます。
- ・職員の資質向上を図り、様々なニーズに対応できる職員育成を行います。
- ・郡山市と連携し、**重層的支援体制の構築**を推進します。

**➡ 多様な支援者との相互理解、連携を深め効果的な支援を行います。**

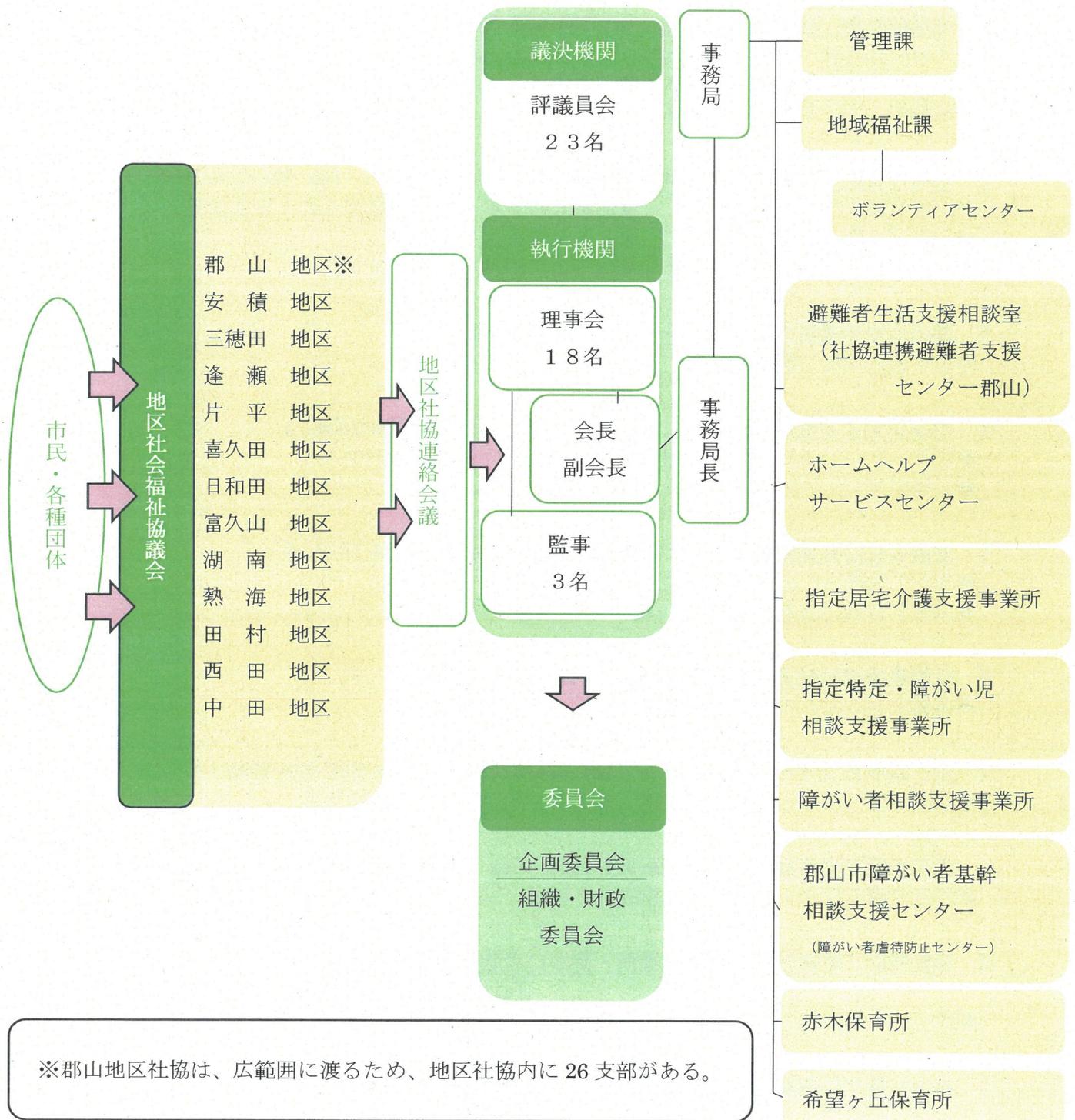
主な地域住民の役割	主な郡山市社協の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に健康や福祉などの情報を収集し、自身や身の回りの人に役立てられるようにします。</li> <li>・公的なサービスの中で不足している部分について、自助と互助の力で何ができるかを考え、実行します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改編や事務の効率化などにより、各部門や事業間の連携を強化し、様々なニーズに対応できる体制を目指します。</li> <li>・職員向けの研修会への参加や組織内での事例検討会を実施するなどして、専門職としての資質向上を図ります。(新規)</li> </ul>

### 重点取組事業

数値目標	現状値 (R6年度)	目標値 (R11年度)
地域福祉推進セミナーの参加者数の増	60人	90人

資 料 編

# 1. 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会 組織図



## 【郡山市社会福祉協議会 各種事業・相談窓口のご案内】

### 《 管理課 Tel.024-932-5311 Fax.024-932-6768 》

- ◆募金や寄付、会員会費の受付

### 《 地域福祉課 地域福祉推進係 Tel.024-932-5311 Fax.024-932-6768 》

- ◆地域福祉活動 ◆各地区社協、各支部社協の活動
- ◆住民参加型在宅福祉サービス事業“たすけあい活動”
- ◆協議体、生活支援コーディネーター ◆福島県共同募金会、日本赤十字社福島県支部

### 《 地域福祉課 福祉サービス利用援助係 Tel.024-932-5311 Fax.024-924-2954 》

- ◆自立相談窓口 ◆あんしんサポート（日常生活自立支援事業）
- ◆生活福祉資金貸付事業 ◆就労準備支援事業
- ◆こおりやまフードバンク事業 ◆成年後見制度（法人後見事業）

### 《 郡山市成年後見支援センター Tel.024-983-1557 》

- ◆成年後見制度に関する相談

### 《 ボランティアセンター Tel.024-924-2968 Fax.024-924-2954 》

- ◆ボランティア活動に関する相談 ◆ボランティア保険の加入
- ◆災害ボランティアセンターの運営

### 《 避難者生活支援相談室 Tel.024-953-8337 Fax.024-954-6822 》

- ◆東日本大震災の避難者の支援
- ◆東日本台風（台風第19号）の被災者の支援

### 《 社協連携避難者支援センター郡山 Tel.024-953-7001 》

- ◆避難生活の自立に向けた協働支援

### 《 ホームヘルプサービスセンター Tel.024-924-2960 Fax.024-924-2948 》

- ◆訪問介護・訪問入浴介護の利用 ◆産前・産後ヘルパー派遣事業

### 《 居宅介護支援事業所 Tel.024-924-2961 Fax.024-924-2954 》

- ◆居宅介護支援（ケアプランの作成）の利用

### 《 指定特定・障害児相談支援事業所・障がい者相談支援事業所

Tel.024-983-8311 Fax.024-924-2948 》

- ◆障がいをお持ちの方の相談 ◆障がい福祉サービスの利用

### 《 郡山市障がい者基幹相談支援センター・郡山市障害者虐待防止センター

Tel.024-983-3044 Fax.024-924-2954 》

- ◆障がいに関する総合的、専門的な相談 ◆障がい者の権利擁護、虐待の防止

## 2. 第6次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 郡山市における地域福祉の向上を図るとともに、今後の生活課題、福祉ニーズに対応するために、住民、行政や関係機関・団体との協働により第6次地域福祉活動計画（以下、「活動計画」という。）を策定することを目的に社会福祉法人郡山市社会福祉協議会に設置する。

### (名称)

第2条 委員会の名称は、社会福祉法人郡山市社会福祉協議会第6次地域福祉活動計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）と称する。

### (組織)

第3条 策定委員会は、18名以内の委員をもって構成する。

2 策定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、郡山市社会福祉協議会長（以下、「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 地域活動団体関係者
- (2) ボランティア・市民活動団体関係者
- (3) 福祉関係機関・団体関係者
- (4) 行政機関関係者
- (5) 郡山市社会福祉協議会企画委員
- (6) その他会長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、策定委員会作業終了日までとする。

2 補欠によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員)

第5条 策定委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、委員の互選により選出する。

(職 務)

第6条 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第7条 策定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(作業部会)

第8条 活動計画の策定にあたり必要な事項や施策の検討および推進を図るため、作業部会を置く。

2 作業部会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 郡山市社会福祉協議会の職員

(2) その他会長が必要と認める者

3 作業部会には、部会長および副部会長を置くものとし、委員の互選により選出する。

4 作業部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

(関係者の出席要請)

第9条 策定委員会、または作業部会が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明、意見および助言を聴くことができる。

(事務局)

第10条 策定委員会の事務局は、郡山市社会福祉協議会地域福祉課内に置く。

(費用弁償)

第11条 委員が、策定委員会に出席した場合の費用弁償は、郡山市社会福祉協議会の役職員等旅費に関する規程に準じる。

(その他)

第12条 この要綱に定めのあるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行し、活動計画の策定が完了したときに効力を失う。

2 この要綱の施行後最初に開催される策定委員会は、第7条第1項の規程にかかわらず会長が招集する。

### 3. 第6次地域福祉活動計画策定委員会名簿

#### 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会 『第6次地域福祉活動計画策定委員会』委員名簿

R8.1.29

No.	氏名	区分	所属機関・団体
1	こんどう ゆきお 近藤 幸夫	地域活動分野	郡山市民生児童委員協議会連合会
2	さくま ゆうじ 佐久間 悠治	ボランティア・ 市民協働分野	公益社団法人郡山青年会議所
3	◎ ほし こういちろう 星 光一郎	高齢者福祉分野	郡山市特別養護老人ホーム施設長連絡会
4	おかべ さとし 岡部 聡	障がい福祉分野	郡山市障がい者自立支援協議会
5	とのお かおり 遠野 馨	児童福祉分野	特定非営利活動法人 しんぐるべあれんと・F・福島
6	あべ はつえ 阿部 初江	保健・医療分野	公益社団法人福島県看護協会郡山支部
7	ましこ のりこ 増子 理子	権利擁護分野	郡山市地域包括支援センター連絡協議会
8	○ せや まりこ 瀬谷 真理子	学識経験者	郡山女子大学
9	さがら こうき 相楽 行毅	企画委員	郡山地区社会福祉協議会大槻支部
10	まご かつひろ 喜古 克広	企画委員	片平地区社会福祉協議会
11	みた まりこ 三田 真理子	企画委員	特定非営利活動法人 うつくしまNPOネットワーク
12	さくま まさつぐ 佐久間 正次	企画委員	ライオンズクラブ国際協会 332-D地区
13	あんどう よやす 安藤 善康	企画委員	郡山地区社会福祉協議会芳山支部
14	あさの きよし 浅野 聖	企画委員	日和田地区社会福祉協議会
15	こくぶん はるお 國分 晴朗	企画委員	郡山市自治会連合会
16	くにい つよし 國井 剛	企画委員	郡山市手をつなぐ親の会
17	すずき かおり 鈴木 薫	関係行政機関	保健福祉部保健福祉総務課
18	やぎぬま ひでゆき 柳沼 英行	社会福祉協議会	社会福祉法人郡山市社会福祉協議会

◎委員長 ○副委員長

#### 4. 第6次地域福祉活動計画策定スケジュール（結果）

日 程	内 容
令和7年9月4日	第1回策定委員会 【内容】(1)地域福祉活動計画の概要について (2)地域福祉活動計画の方向性について (3)策定スケジュールについて
令和7年10月31日	第2回策定委員会 【内容】(1)委員から寄せられた意見について (2)地域福祉活動計画の骨子案について
令和7年12月12日	第3回策定委員会（書面開催） 【内容】(1)地域福祉活動計画の素案について
令和8年2月5日	第4回策定委員会 【内容】(1)委員から寄せられた意見について (2)地域福祉活動計画の素案について (3)パブリックコメントの実施（案）について
令和8年 月 日	第5回策定委員会開催 【内容】(1)活動計画答申案について (2)地域福祉活動計画の進行管理について
令和8年 月 日	『第6次地域福祉活動計画』答申 【内容】策定委員の星委員長、瀬谷副委員長から 太田市社協会長へ答申

## 5. 「第6次地域福祉活動計画策定に係るアンケート」

(一部掲載)

### 1. 調査の概要

#### (1) 調査の目的

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、行政が策定する「地域福祉計画」に呼応した計画です。「地域福祉計画」は地域福祉の推進の理念を具体化するものであることに対して、「地域福祉活動計画」は地域住民やボランティア・市民活動団体、NPOなどの民間団体が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の推進などの具体的な内容を定める実践的な計画です。

今回、「第6次地域福祉活動計画」を策定するにあたり、郡山市内で地域福祉活動を担っている各地区社協・支部社協の福祉委員や民生児童委員・主任児童委員、ボランティア等へアンケートを行い、活動者の視点や意見を得ることとしました。

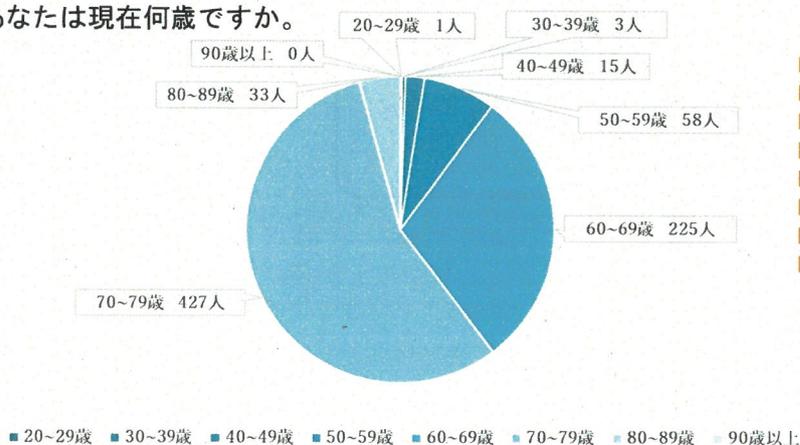
#### (2) 調査した件数と回答率

①福祉委員への依頼件数	190件 (回答数126件)
②民生児童委員・主任児童委員への依頼件数	623件 (回答数580件)
③ボランティアへの依頼件数	122件 (回答数56件)
計	935件 (回答数762件)

回答率  
81.4%

### 2. 各アンケートの結果

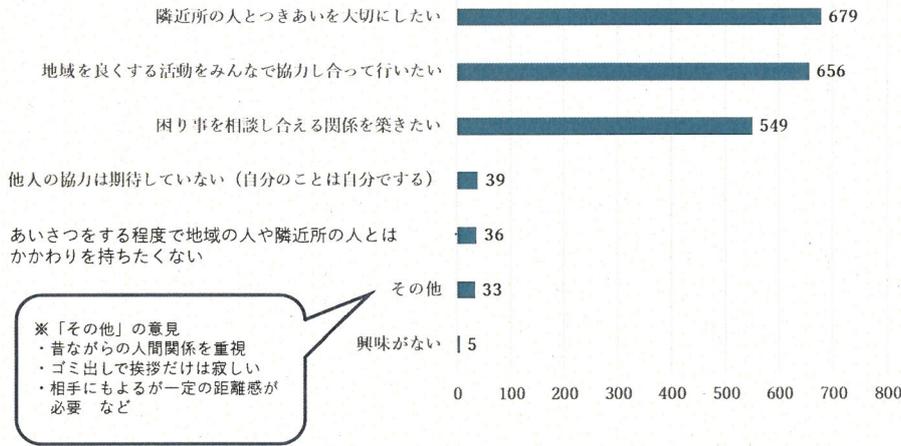
#### 1. あなたは現在何歳ですか。



#### 【結果のポイント】

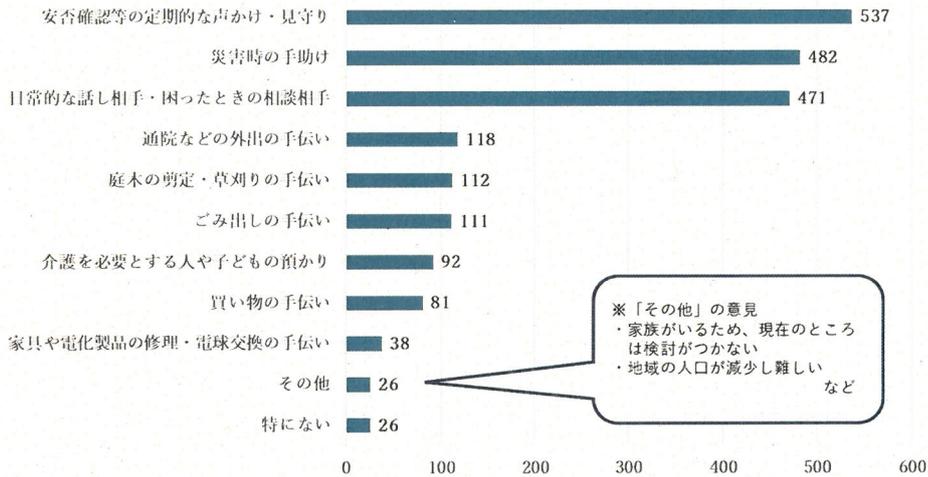
「70~79歳」の割合が56%、「60~69歳」が29.5%となっており、全体の8割以上が定年退職を迎えた年齢層で構成されていることが分かります。

2. 地域での人と人との関わりについて、あなたの考えに近いものをお選びください。（最も当てはまる番号3つに○）



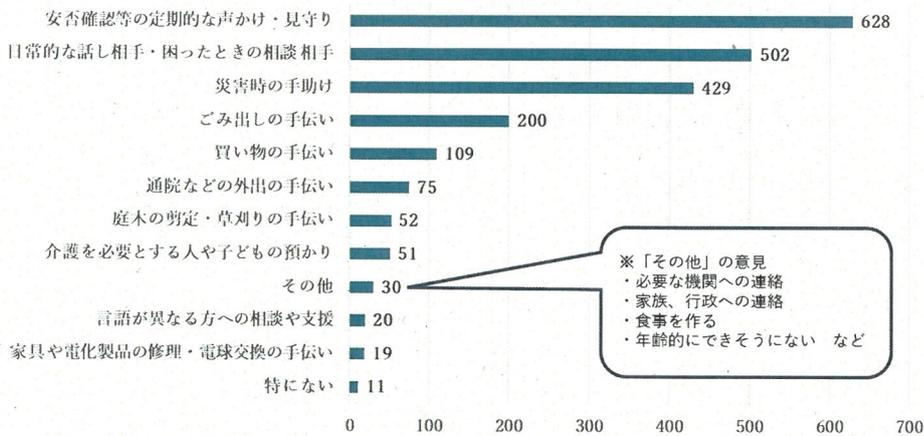
【結果のポイント】  
 「隣近所の人とつきあいを大切にしたい」と「地域を良くする活動をみんなで協力し合って行いたい」という回答が同率で多く、活動者の多くが人とのつながりを重視していることがうかがえます。

3. あなたやご家族が、高齢や病気・障がい、もしくは子育て等で日常生活上の手助けが必要になったとき、地域の人にどのような支援をしてほしいと思いますか。



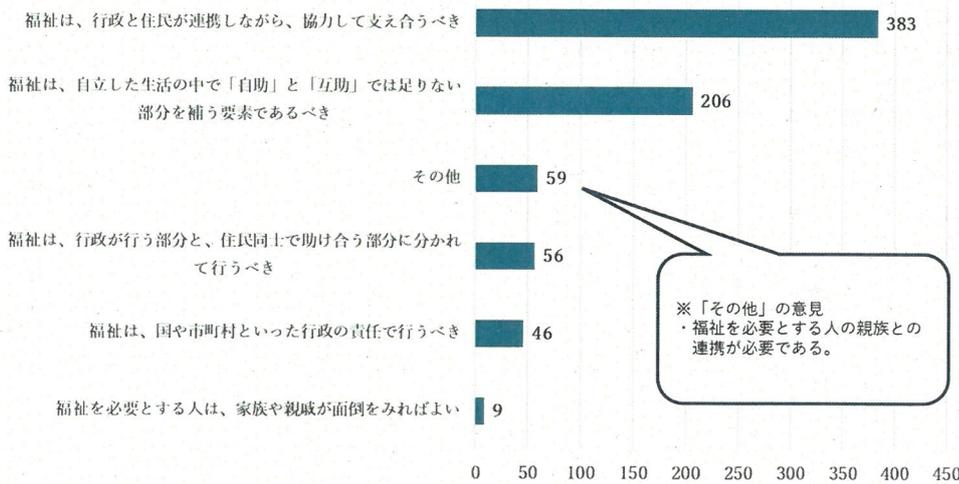
【結果のポイント】  
 「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」が一番多く、「災害時の手助け」や「日常的な話し相手・困った時の相談相手」が続いています。  
 このことから、平時からの訪問や災害などのいざという時に訪ねてきてほしいことがうかがえます。

4. あなたの身近なところで、高齢や病気・障がい、もしくは子育て等で困っている家庭があった場合、どのような支援ができますか。（最もあてはまる番号3つに○）



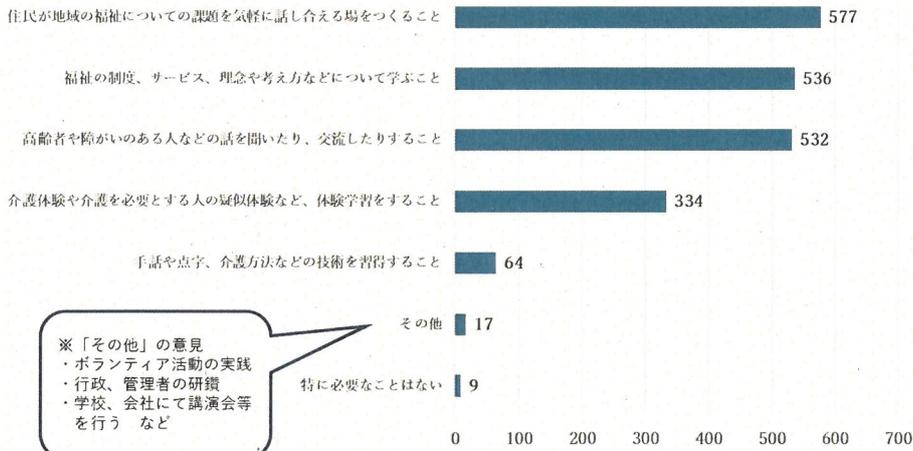
**【結果のポイント】**  
 設問の4にあった回答と近い結果となっています。このことから、自分がしてほしい支援は、身近な人に行う事ができるという互助の考えがうかがえます。

5. 「福祉」のあり方は、どのようであるべきだと思いますか。（最もあてはまる番号1つに○）



**【結果のポイント】**  
 半数近くの人が、「福祉は、行政と住民が連携しながら、協力して支え合うべき」と答えており、活動者は地域住民も福祉を担う必要性を感じていることがうかがえます。

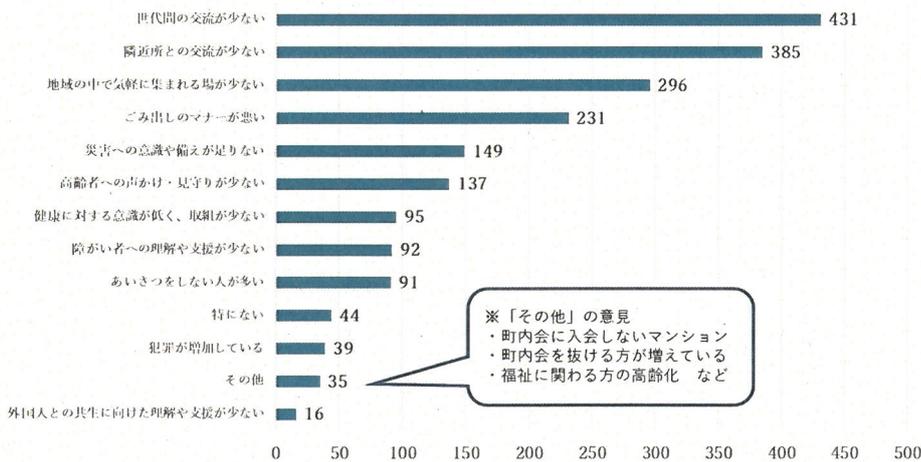
6. あなたは、住民が福祉について理解を深めるためにはどのような機会が必要だと思いますか。  
(最もあてはまる番号3つに○)



【結果のポイント】  
 「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合える場をつくること」が一番多く、住民同士の交流を通して、福祉について理解を深めることが大切であるとうかがえます。また、制度について学んだり、当事者との交流なども、理解を深めるうえでは重要であると答えています。

地域住民の話し合いの場や、福祉に関する情報を得る機会が重要であると考えられます。

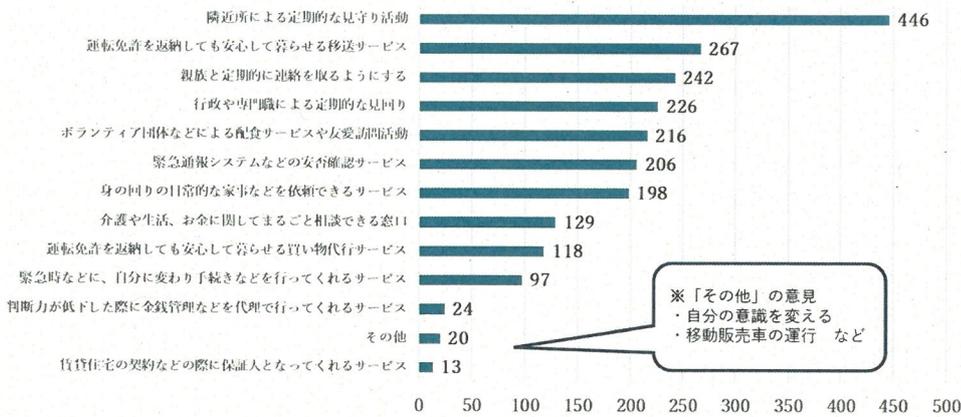
7. あなたが住んでいる地域には、福祉に関わるどのような課題・問題があると思いますか。  
(最もあてはまる番号3つに○)



【結果のポイント】  
 少子高齢化や生活様式の変化からか、「世代間の交流が少ない」ことや「隣近所との交流が少ない」が上位にあげられています。

地域の中で世代にかかわらず、交流の機会が減っていることが考えられます。

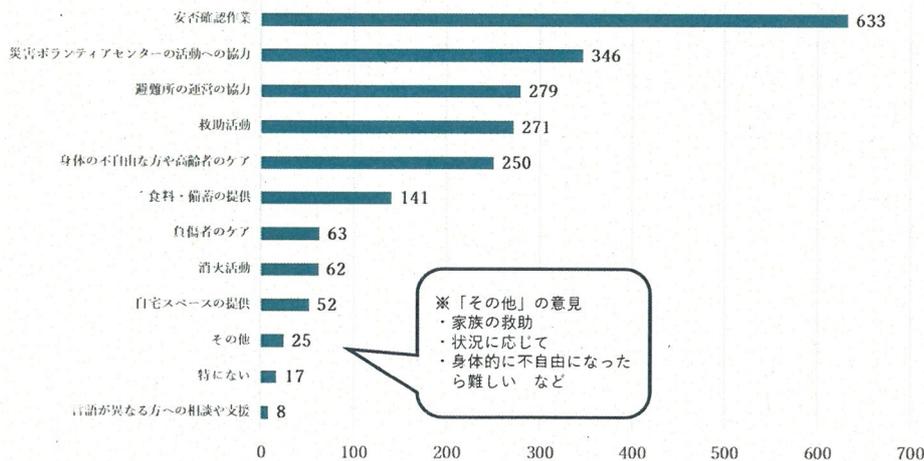
8. 現在、高齢の単身者の増加に伴い、社会からの孤立や孤独死という課題も増加しています。高齢になっても単身で安心して生活するには、どのような取り組みやサービスが必要だと思いますか。（最もあてはまる番号3つに〇）



【結果のポイント】  
 単身の高齢者に関する質問ということで、「隣近所による定期的な見守り活動」が最多となりました。  
 生活を継続していくうえでは、移送サービスに関する回答が次に多く、運転免許返納後が課題であると考えている人が多いことがうかがえます。

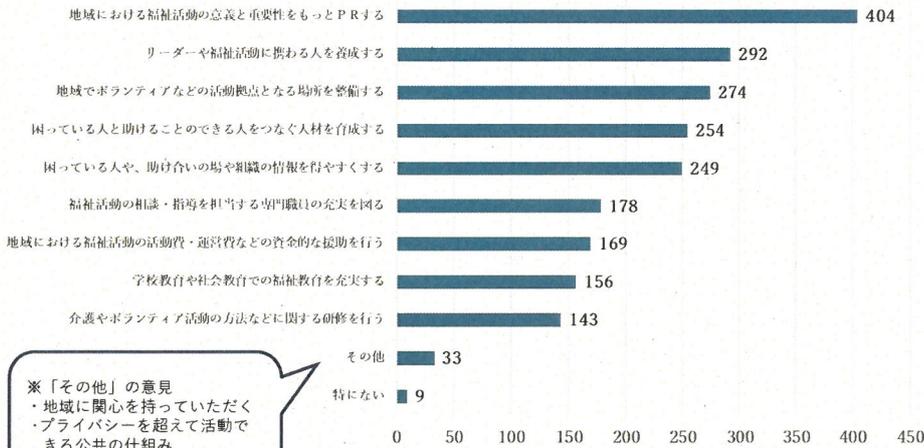
生活のための身の回りのサービスと、安心を得るための取り組みの両方が求められています。

9. 災害発生時、住民同士の助け合いが必要になった際に自分ができることはありますか。（最もあてはまる番号3つに〇）



【結果のポイント】  
 災害発生時はスピード感のある安否確認が重要となることから、「安否確認作業」が一番多い今回の結果は、災害発生時の意識が高いことがうかがえます。

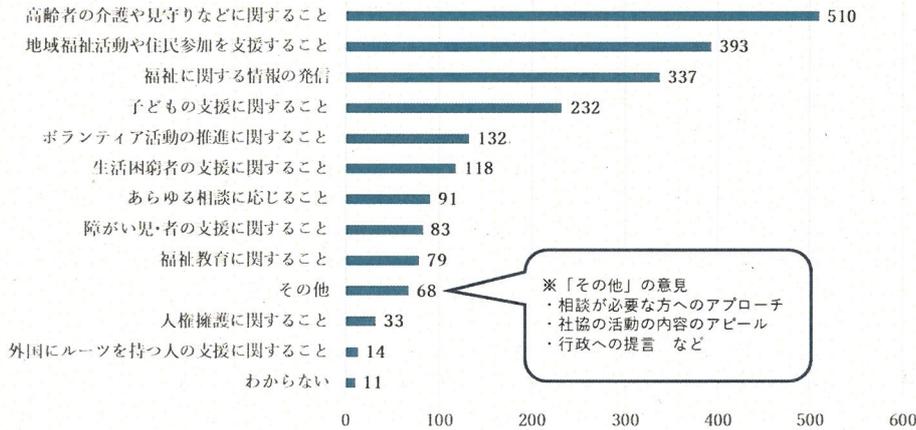
10. 今後、地域における支え合い、助け合い活動は活発化することがさらに求められます。そのためには、どのようなことが重要だと思いますか。  
(最もあてはまる番号3つに○)



※「その他」の意見  
 ・地域に関心を持っていただく  
 ・プライバシーを超えて活動できる公共の仕組み  
 ・SNSなどの情報発信 など

【結果のポイント】  
 「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」や「リーダーや福祉活動に携わる人を養成する」が多いことから、社会福祉協議会の広報力の向上と、担い手育成の手法の強化が必要と考えられます。

11. あなたは今後、社会福祉協議会にどのような分野での役割を期待しますか。(最もあてはまる番号3つに○)



※「その他」の意見  
 ・相談が必要な方へのアプローチ  
 ・社協の活動内容のアピール  
 ・行政への提言 など

【結果のポイント】  
 高齢者の増加が見込まれる現状も踏まえてか、「高齢者の介護や見守りなどに関すること」が最多となりました。  
 続いて、「地域福祉活動や住民参加を支援すること」と「福祉に関する情報発信」が続いており、地域福祉活動を推進する事が期待されていることがうかがえます。

社会福祉協議会本来の役割が期待されているため、その部分の強化が必要?

## 6. 用語解説

[2 ページ]

### ・NPO

行政・企業とは別に社会的行動をする民間非営利組織。福祉、まちづくり、環境など様々な分野で活動を行っている。

[3 ページ]

### ・ニーズ

本人や家族、地域住民などが感じる困りごとや課題などのこと。

### ・8050 問題

80 代の親が 50 代のこども（ひきこもりなどで収入がないなど）の面倒を見ること。

### ・ダブルケア

子育てと介護を同時期に、行わなければならないこと。

### ・ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているようなこどものこと。

### ・ファンドレイジング

非営利組織が活動のための資金を、個人、企業、他の非営利組織、政府などから集める行為の総称

[8 ページ]

### ・各地区社会福祉協議会及び支部

市内 38 箇所に設置された住民主体の組織。地域住民をはじめ、町内会・自治会、民生委員・児童委員などの協力のもと、いきいきサロンや友愛訪問、子育てサロンなどの地域福祉活動を行っている。

[10 ページ]

### ・ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人とボランティアの支援が必要な人の調整・相談、ボランティア養成講座や啓発事業の開催、ボランティア保険の加入受け付けなどを行っている。

また、災害時には災害ボランティアセンターの運営を担う。

### ・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークづくりを支援するインターネットを利用したサービスのこと。趣味や職業、居住地などの共通のつながりを通じたコミュニティを構築し、双方向の情報交換などができる場を提供。

## [11 ページ]

### ・地域共生社会

従来の制度・分野別による対象者を絞った支援や、支援の支え手・受け手という固定的な役割に基づいた関係性を超えた、より多分野にまたがる包括的支援の実施と、人と人が主体的に支え合い、誰もが安心してともに地域で生活できる社会

## [12 ページ]

### ・社会福祉協議会 基本要項 2025

社協の活動・事業、組織の考え方や方向性を示す根幹となる指針。社協が活動するための下記の6つの活動原則を掲げている。

#### ①住民ニーズの原則

- ・社協の活動・事業の原点は一人ひとりの住民のニーズであり、多様な方法で把握し、それに基づく活動を進める。

#### ②住民活動基盤の原則

- ・社協は、住民の思いや、主体的な取り組みを基盤として活動・事業を進める。
- ・活動・事業を実施する際は、常に住民同士、住民と地域の関係者のつながりや支え合い、参加の機会を育むことを支援する。

#### ③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則

- ・一人ひとりのニーズに基づく相談・生活支援等の個別支援と、住民や地域の関係者が主体的に参画する地域づくりを連動・循環させながら展開する。

#### ④民間性の原則

- ・民間組織として開拓性・即応性・柔軟性を発揮し、既存の制度にとらわれず、柔軟にニーズに対応するとともに、必要に応じて既存サービスの改善や新たな社会資源の開発、民間財源の確保に計画的に取り組む。

#### ⑤連携、協働の原則

- ・多様な地域生活課題を受け止め、対応するとともに、住民や地域の関係者による主体的な活動を推進するため、福祉関係のみならず、医療、保健、就労、住まい、司法、産業、教育、権利擁護、多文化共生、防犯、防災など多分野の関係者と連携・協働する。
- ・住民の福祉の増進を図ることを基本とする行政とのパートナーシップを構築し、役割分担に基づき、協働して活動・事業を展開する。

#### ⑥専門性の原則

- ・住民や地域の関係者との協働促進に関する経験知と信頼、幅広いネットワークを基盤として地域福祉推進の専門性を発揮する。
- ・上記を実現するため、コミュニティソーシャルワークやコミュニティワーク、ケアワーク等の専門性の維持・向上に取り組むとともに、組織的な人材育成を図る。

## ・SDGs

「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、2030年を達成期限とする17のゴール、169のターゲット、および、その進展を評価するための指針を持つ包括的な目標

## ・DX（デジタルトランスフォーメーション）

ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念。

### [13 ページ]

#### ・重層的支援体制整備事業

「包括的な相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施し、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築により、地域共生社会の実現を図ることを目的に行われる。

### [15 ページ]

#### ・企画委員会

郡山市社協の円滑な運営について調査研究及び事業の企画にあたることを目的に、郡山市社協に設置されている委員会。企画委員会では主に事業の企画に関することを所管している。

#### ・組織・財政委員会

郡山市社協の円滑な運営について調査研究及び事業の企画にあたることを目的に、郡山市社協に設置されている委員会。組織・財政委員会では主に組織及び財政に関することを所管している。

### [18 ページ]

#### ・生活支援コーディネーター

「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制構築に向けたコーディネートを担う。

#### ・プラットフォーム

複数の要素が組み合わさって機能する基盤や仕組みを指す言葉

### [20 ページ]

#### ・会食会・茶話会（いきいきサロン）

公民館や集会所など地域の身近な場所を拠点にし、孤立しがちな一人暮らし高齢者などが集い、交流する仲間づくりの地域福祉活動。閉じこもりの防止や介護予防、社会参加を促進する効果などがある。いきいきサロンには、住民同士で楽しく食事をする「会食会」や、ちょっとしたお菓子とお茶で話に花を咲かせる「茶話会」という形態がある。

#### ・子育てサロン

主に就学前までの子どもとその親や保護者同士が、公民館や集会所など地域の身近な場所に集い、情報交換や交流をする活動。子育てに対する不安や悩みを分かち合い、子育てを楽しむ仲間づくりを促進する働きを持つ。

#### ・世代間交流

少子高齢化、核家族化が進み、家庭内で高齢者と子どもが関わる機会が減少する中、地域において、世代を超えたつながりや相互理解を深めることを目的とした活動。

#### ・配食サービス

一人暮らし高齢者などに弁当を配達する地域福祉活動。配達を通じ安否確認や話し相手になることで孤独感の解消につなげる活動。

#### ・友愛訪問

友愛訪問とは、対象となる高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、福祉委員等が対象者の自宅を訪問し、生活物品を見舞品として配付しながら安否確認と孤独感の緩和を図ることを目的に実施する活動。

#### ・福祉委員

地区社協および支部において地域福祉活動や福祉のまちづくりを推進するボランティア

### [22 ページ]

#### ・アウトリーチ

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。

### [23 ページ]

#### ・あんしんサポート（日常生活自立支援事業）

自身で何かを判断することに不安がある高齢者や障がいのある人が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、それに伴う日常的金銭管理を行う。

#### ・死後事務

人が亡くなった後に発生する葬儀、納骨、役所手続き、未払い金の精算、遺品整理などの事務処理

### [24 ページ]

#### ・ICT

スマートフォンやインターネットなどの通信技術を使い、人やモノがデジタル情報をやり取り・共有する技術や仕組みの総称



---

---

社会福祉法人郡山市社会福祉協議会

「第6次地域福祉活動計画」

発行 令和8年 月

発行者 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会

〒963-8024 福島県郡山市朝日一丁目29-9 市総合福祉センター内

電話 024-932-5311 FAX 024-932-6768

---

---